「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」の進行管理方法等について

1 計画における「進行管理」の記載

(☞計画 p.111 第5章 推進体制及び進行管理 > 2 進行管理)

「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」において、計画の進捗状況や目標の達成状況等について協議を行い、その結果を施策推進に反映していきます。また、計画の進行管理については、PDCAサイクルを活用し、抽出された問題点や課題の解決を図りながら、必要に応じて施策の見直しを行います。

2 「進行管理」と「評価」の考え方

(1) 概要

【進行管理】(毎年度実施)

- ・ 毎年度、前年度の各構成事業の進行度合い(進捗状況)を、調査票に基づき把握する。
- ・ 進捗状況の把握にあたっては、客観的な指標(数値)による判定を用いる。
- ・ 庁内会議で全体の進捗状況を相互把握し、協議する。
- ・ 「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」に進捗状況を報告する。
- ・ 「<u>県ギャンブル等依存症対策推進協議会</u>」における協議を通じて、<u>進行管理に</u> 係る意見・提案を聴取し、翌年度の施策反映の参考とする。

【評価】(計画最終年度に実施)

- ・ 計画最終年度に前年度までの事業の達成度合い(達成状況)を、調査票基づいて把握 する。
- ・ 達成状況の把握にあたっては、客観的な指標(数値)による判定を用いる。
- ・ 事業所管課からの報告に対して、がん・疾病対策課で「第1次評価」を行う。
- ・ 「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」に「第1次評価」を報告し、「第2次評価」を受け、計画改定の作業に反映させる。

(2) スケジュール

<全体スケジュール想定>

現行計画期間:令和6年(2024)年度~令和8(2026)年度

年度	R6年度	R 7 年度	R 8 年度	R9年度	R10 年度
現行 計画	1 年目	2年目	3年目		
改定 計画			改定作業	1 年目	2年目
進行 管理等		暫定評価 6 年度分	確 定評価 7年度分	8年度分	9年度分

<令和7年度スケジュール想定>

時期の目安	がん・疾病対策課	各所管課	県ギャンブル等依存症 対策推進協議会
第1四半期 (4~6月)	調査票によ		
	• 令和 6 年度進捗状況	・令和6年度進捗状況を	
	を調査票により各所管	調査票により報告	
	課に照会		
第2四半期 (7~9月)	庁内会議に		
	・調査票による報告内	・庁内会議に出席し、全	
	容をとりまとめたうえ	体の進捗状況を相互把	
	で庁内会議を開催し、	握、協議	
	全体協議事項の調整		
	や、各所管課への改善		
	策検討等を適宜依頼		
	県ギャンブル	<mark>おける協議</mark>	
	・進行管理状況の結果	・必要に応じて協議会へ	・進行管理状況の結果
	を、協議会へ報告	 <u>出席</u>	報告に対し、意見・提案
	・協議会からの意見・提		
	の修正や工夫改善、必要に		
	規事業の立案など)		
第3四半期	・協議会からの意見・提	・協議会からの意見・提	
(10~12月)	案にかかる各所管課対	<u>案への対応</u> (対応結果は	
	<u>応</u>	R8年度の庁内会議にて	
	(状況の聴取など)	報告)	
第4四半期	・令和8年度に向けての		
(1~3月)			

(3) 進行管理における目標設定と判定

- 進捗状況の把握にあたっては、客観的な指標(数値)により、毎年度判定を行うため、原則として数値目標をもとに整理することとし、各事業が計画最終年度に達成すべき目標に向けて必要となる単年度の達成目安をあらかじめ設定し、判定につなげる。
- 計画の数値目標(=計画目標)が設定されている施策(☞計画 p.99~101)
 - ・・・設定済みの計画目標に対する実績達成度(進捗率)により判定
- 判定については、各目標にかかる達成目安に対する現状値の進捗状況により、A~Eの5段階で行う。 A≥100%>B≥70%>C≥50%>D≥20%>E

- (4)「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」への進行管理状況の結果報告
 - 「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」当日、議題に関連する事業所管課の出席のもと、がん・疾病対策課から、全体の状況について結果報告をする。
 - 「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」では、がん・疾病対策課からの結果報告を受け、会議出席の事業所管課への質疑応答を交えながら全体協議を行い、翌年度の施策反映の参考とすべき意見や提案等を県側へ伝える。

(5) 評価体制

第2次(=最終)評価	県ギャンブル等依存症対策推進協議会
第 1 次評価	がん・疾病対策課
がん・疾病対策課の役割	各所管課からの進捗報告をとりまとめ、庁内会議において 第1次評価をまとめたうえで、「県ギャンブル等依存症対策 推進協議会」に諮る。

- ※ 第2次(=最終)評価を行う「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」に諮る際、必要に応じて所管課が出席し、事業の説明等を行う。
- ※ 「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」で行う第2次評価については、上記(4) 進行管理状況の結果報告の方法・流れに準じて実施する。